

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月12日	不動産番号	0108000353873
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大田区西六郷三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
19番15	宅地	82	67	19番12から分筆 〔昭和49年4月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月12日	
余白	余白	81	42	③錯誤 〔令和6年5月23日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年4月26日 第15705号	原因 昭和49年3月31日売買 所有者 大田区西六郷三丁目30番1号 高橋善吉 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月12日
2	所有権移転	平成23年12月20日 第56599号	原因 平成23年12月20日売買 所有者 大田区西六郷三丁目31番13号 株式会社スズオカ
3	所有権移転	令和6年4月23日 第16916号	原因 令和6年4月23日売買 所有者 東京都大田区西蒲田七丁目46番9号 株式会社フォレストサイド 会社法人等番号 0108-01-017274

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	抵当権設定	平成2年10月4日 第49385号	原因 平成2年10月3日保証委託契約に基づく 求償債権同月4日設定 債権額 金4,200万円 損害金 年14% 債務者 大田区西六郷三丁目30番1号 高橋善吉 抵当権者 中央区築地三丁目16番9号 三銀保証キャピタル株式会社 共同担保 目録(第)5987号 順位9番(あ)の登記を移記
1(い)	抵当権設定	平成2年10月4日 第49385号	原因 平成2年10月3日保証委託契約に基づく 求償債権同月4日設定

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D64209 (1/1)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債権額 金2,300万円 損害金 年1.4% 債務者 大田区西六郷三丁目30番1号 高橋好子 抵当権者 中央区築地三丁目16番9号 三銀保証キャピタル株式会社 共同担保 目録(※)第5988号 順位9番(イ)の登記を移記
2	1番(イ)抵当権抹消	平成12年7月5日 第30505号	原因 平成12年7月5日解除 順位11番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月12日
3	1番(ホ)抵当権抹消	平成19年9月11日 第40242号	原因 平成19年8月10日解除
4	根抵当権設定	平成24年12月7日 第62416号	原因 平成24年12月7日設定 極度額 金2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都大田区西六郷三丁目31番13号 株式会社スズオカ 根抵当権者 東京都港区六本木二丁目3番11号 株式会社東京都民銀行 (取扱店 蒲田支店) 共同担保 目録の第1306号
付記1号	4番根抵当権移転	令和6年4月23日 第16914号	原因 平成30年5月1日合併 根抵当権者 東京都港区南青山三丁目10番43号 株式会社きらぼし銀行
5	4番根抵当権抹消	令和6年4月23日 第16915号	原因 令和6年4月23日解除
6	根抵当権設定	令和6年4月23日 第16917号	原因 令和6年4月23日設定 極度額 金6,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権 債務者 東京都大田区西蒲田七丁目46番9号 株式会社フォレストサイド 根抵当権者 東京都港区南青山三丁目10番43号 株式会社きらぼし銀行 (取扱店 蒲田支店)

共同担保目録			
記号及び番号	(※)第5987号	調製	平成13年2月8日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大田区西六郷三丁目 19番15の土地	1(ホ)	平成19年9月11日受付第40242号抹消

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
2	大田区西六郷三丁目 19番地15 家屋番号 19番15の建物	1(あ)	平成19年9月11日受付第40242号抹消
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成13年2月8日
	[余白]	[余白]	平成19年9月11日全部抹消

共同担保目録

記号及び番号	(の)第1306号	調製	平成13年2月8日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	大田区西六郷三丁目 18番地22 家屋番号 西六郷三丁目 18番22の5の建物	1	平成24年12月7日受付第62417号抹消
2	大田区西六郷三丁目 18番22の土地 株式会社スズオカ持分	1	平成24年12月7日受付第62417号抹消
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成13年2月8日
3	大田区西六郷三丁目 19番15の土地	4	平成24年12月7日受付第62416号追加 令和6年4月23日受付第16915号抹消
4	大田区西六郷三丁目 19番地15 家屋番号 19番15の建物	4	平成24年12月7日受付第62416号追加 令和6年4月23日受付第16915号抹消
	[余白]	[余白]	令和6年4月23日全部抹消



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和6年5月27日
東京法務局城南出張所

登記官

吉川 信幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D64209 (1/1)

